

令和5年 第5回

四日市市教育委員会会議案

関係資料

日時 令和5年4月5日 午前9時30分～

場所 四日市市役所 9階 教育委員会室

令和5年 第5回 教育委員会会議 議事

○議 案

議案第15号 専決処分の報告及び承認について  
(令和5年4月1日付け市職員の人事異動について) …… P 3/14

○請 願

請願第1号 外部団体への個人情報提供に関する請願について …… P 6/14

○報 告

令和4年度の教育委員会における点検及び評価について …… P11/14

議案第15号

専決処分の報告及び承認について

(令和5年4月1日付け市職員の人事異動について)

四日市市教育委員会事務委任規則(昭和39年四日市市教委規則第11号)第3条第1項の規定に基づき、令和5年4月1日付け市職員の人事異動について、次のとおり、教育長が専決により処分したので、同条第2項により報告し、承認を求める。

令和5年4月5日提出

四日市市教育長 廣瀬 琢也

専決処分の内容

別紙のとおり

	役 職	旧	新	
			氏 名	旧所属・役職
1	教育長	廣 瀬 琢 也	( 留 任 )	
2	副教育長	磯 村 寿 子	( 留 任 )	
3	教育監	内 村 信 彦	前 田 賢 一	教育委員会参事、 指導課長
4	政策推進監、同和行政推進監、 政策推進部政策推進監	杉 田 朋 之	( 留 任 )	
5	教育総務課長	杉 本 幸 代	参事 森 啓 祐	総務部総務課長
6	教育総務課副参事、 総務グループリーダー		内 田 憲 児	教育総務課 総務グループリーダー
7	教育総務課副参事、 政策グループリーダー	井 谷 英 彦	岡 本 浩 樹	教育総務課付主幹
8	教育総務課副参事、 こども未来課青少年育成室長	森 達 也	山 路 隆 之	富洲原小学校教頭
9	教育施設課長	内 田 和 宏	( 留 任 )	
10	教育施設課副参事、 課長補佐、施設係長	糸 内 秀 夫	( 留 任 )	
11	学校教育課長	参事 稲 垣 哲 弥	( 留 任 )	
12	学校教育課副参事、 課長補佐	高 橋 雅 紀	山 口 和 宏	県小学校教頭
13	学校教育課副参事、 課長補佐	多 賀 千 恵		
14	学校教育課副参事、 学校給食センター所長		(再任用) 平 田 茂	四日市市社会福祉協議会 常務理事、事務局長
15	人権・同和教育課長	参事 金 原 正 紀	( 留 任 )	
16	人権・同和教育課副参事、 課長補佐		佐 藤 洋 児	人権・同和教育課長補佐
17	人権・同和教育課副参事、 総務部人権センター副参事	米 川 崇	萱 苗 靖	中部西小学校教頭
18	指導課長	参事 前 田 賢 一	参事 草 川 誠	泊山小学校長
19	指導課副参事、 課長補佐、指導第1係長	田 中 直 子	伊 藤 知 毅	保々中学校教頭
20	指導課副参事、 課長補佐、指導第2係長	早 川 孔 二	柴 田 浩 司	保々小学校教頭
21	指導課副参事、 こども未来部保育幼稚園課副参事、課長補佐	山 本 直 子	( 留 任 )	
22	指導課副参事、 こども未来部保育幼稚園課副参事、幼児教育センター所長		藤 原 良 美	内部幼稚園長
23	教育支援課長	参事 稲 毛 弥 生	参事 坂 下 亮 介	大矢知興讓小学校長
24	教育支援課副参事、 研修・研究グループリーダー	松 坂 到	( 留 任 )	
25	教育支援課副参事、 特別支援教育・相談グループリーダー		林 明 生	教育支援課特別支援教育・相 談グループリーダー
26	教育支援課副参事、 登校サポートセンター所長	福 井 宣 行	( 留 任 )	
27	図書館長	堀 田 智 恵 美	( 留 任 )	
28	図書館副参事、 副館長、管理係長	村 林 知 可 子		
29	博物館副館長	廣 瀬 毅	参事 廣 瀬 毅	博物館副館長

## 【幼稚園】

	役職	旧	新	
			氏名	旧所属・役職
1	四日市幼稚園長	副参事 水谷小百合	(留任)	
2	富田幼稚園長	東出なるみ	(留任) 富田こども園副園長兼務	
3	海蔵幼稚園長	今西光	(留任)	
4	泊山幼稚園長	山内祥代	副参事 山内祥代	泊山幼稚園長
5	内部幼稚園長	藤原良美	中西美弥子	八郷中央幼稚園長
6	川島幼稚園長	西井きよみ	(留任)	
7	三重幼稚園長	森純子	(留任)	
8	下野幼稚園長	岡村優子	佐藤敦子	羽津幼稚園長
9	羽津幼稚園長	佐藤敦子	加藤由美子	こども未来部 保育幼稚園課付主幹
10	富洲原幼稚園長	新田友香	(留任)	
11	大矢知幼稚園長	廣田美代子	(留任)	
12	八郷中央幼稚園長	中西美弥子	岡村優子	下野幼稚園長
13	桜幼稚園長	舘圭永子	※ 廃園	
14	常磐中央幼稚園長	副参事 佐久間節子	(留任)	
15	笹川中央幼稚園長	高原栄美	(留任)	
16	三重西幼稚園長	村田美幸	(留任)	

請願第1号

外部団体への個人情報提供に関する請願について

四日市市教育委員会会議規則第7条第2項に基づき、標記の請願を付議する。

令和5年4月5日提出

四日市市教育長 廣瀬 琢也

2023年3月16日

教育長様

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン  
委員長 大原 敦子

請願書の提出について

早春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より三重県の教育の発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。

さて、日本国憲法第16条および請願法に基づき、表題で示した事柄について、貴教育委員会に請願をさせていただきたく思います。別紙請願書についてご審議していただくとともに、善処していただけたら幸いです。

〈送付請願書〉

○外部団体への個人情報提供に関する請願書

\*\*\*\*\*

【お願い】

請願書には当組合の事務所の住所が記載されています。事務所に当組合役員が常駐していないことから、本請願についての直接的な連絡等は、以下に示す大原自宅までお願いいたします。

(※個人情報であるため、公文書開示の際には〈非公開〉としていただくよう、お願い申し上げます)

みえ教育ネットワーク教職員ユニオン  
委員長 大原 敦子



2023年3月16日

教育長 様

## 外部団体への個人情報提供に関する請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン  
 委員長 大原 敦子  
 住 所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)

## 1 請願の要旨

PTA等の学校の外部団体に対して個人情報提供を行うことについて、本人から書面での同意をとることの徹底を求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

## 2 請願の理由

学校の外部団体であるPTAに対して、保護者や教職員が強制的に加入させられている実態が全国的にあるとよく耳にするようになりました。PTAがこれまで果たしてきた役割を否定するつもりはありませんが、加入に伴う負担の大きさから離職をせざるを得なくなる方等もいらっしゃるようで、PTAへの強制加入はあってはならないと考えております。そこで、当組合は三重県におけるPTAへの加入方法の実態を明らかにすべく、県内の市町教育委員会や市町立学校管理職にはたらきかけ、調査を進めてきました。

そもそもPTAは学校の外部団体であり、加入の強制はできません。また、加入に伴って、学校の保有する氏名や、場合によっては銀行口座情報といった個人情報を、外部団体であるPTAに無断提供したとなれば、校長は地方公務員法第34条(守秘義務)に違反したことになります。他者を無許可で外部団体に加入させた上で、金銭徴収まで行うわけですから、さらに問題があるといえます。

しかし、実際には県内市町立学校において、意志確認なしでPTA加入が行われている学校はいくつもあります。「加入について、アナウンスを行い、不加入についての申し出がなければ加入してもらっている」という学校も相当数ありますが、同時にそのような学校の管理職が次のような見解を示していることをいくつも確認しています。

- 任意加入であるとは説明していないが、PTAの活動内容について説明しても、「加入しない」という申し出はなかったため加入の同意(個人情報提供同意)があったと考えている。
- 任意加入であるというのを知っているという認識であるため、その旨の説明はしていない。年度当初にPTA役員選出に参加していただいているが、その際にPTA自体に入らないという申し出がないまま役員選出に参加されていたので、加入の意思(個人情報提供同意)があったと考えている。
- 任意加入であるとは周知していないが、全員に加入していただいているという旨を話している。その際、非加入の申し出はなかったため、加入の同意(個人情報提供同意)があったと考えている。

ここで示された内容は、つまり、任意加入であることの説明や、加入・非加入の意思表示をする場をもたないまま、活動内容説明や活動を進めていくということであり、PTAへの自動加入(強制加入)ととらえるのが妥当です。非加入の意思を示した人の意思を尊重せずに入らせるという、狭義の意味での「強制」でなかったとしても、その手続きのあり方には問題があると考えます。実際、管理職が「自動加入ではない」と見解を示している学校のPTAについて、会員が「加入の意思確認なしのまま自動加入させられた」という認識であるケースを確認することができました。このように学校側が「加入や個人情報の外部提供について同意をしてもらっているに違いない」という誤解のもと、個人情報を外部提供してしまっている事案はほかにもあることだと思います。また、任意加入である旨の説明が適正になされている場合であっても、個人情報を扱う以上、書面で同意確認をとることが必要であると考えます。

本請願書においてはPTAを例に挙げさせていただきましたが、これはどの外部団体に対する加入や個人情報提供にも通じる内容です。個人情報の適正な取り扱いのために、学校の外部団体に対して個人情報提供を行うことについて、本人から書面での同意をとることの徹底が必要であると考えます。

## 請願理由（要約）及び請願に対する考え方

### ○請願の理由－要約

学校の外部団体であるPTAへ、保護者・教職員ともに本人の同意や意思確認がないまま、学校が保有する氏名等の個人情報を提供することにより、自動加入（強制加入）させられている実態がある。

説明、確認を行っていると言われる場合でも、実際には任意加入であることが説明されていなかったり、不加入の申し出がなければ加入の意思がある、すなわち個人情報の提供に同意があったものとみなしているような例もある。

PTAに限らず、学校側が誤った理解、解釈のもと、個人情報を外部提供している事案は他にもあると思われるため、外部団体への個人情報の提供に当たっては、本人から書面での同意をとることの徹底が必要であると考えます。

### ○請願に対する教育委員会の考え方（案）

個人情報の適切な管理は、学校に限らず、教育委員会や行政、ひいては個人情報を取り扱う事業者等、社会全体に求められているところである。

教育委員会事務局としては、今後も個人情報保護法の定めるところにより、個人情報の適切な管理を行うよう各学校に対して適宜指導、助言を行っていく。

請願では「本人から書面での同意をとることの徹底が必要」としているが、個人情報保護委員会の作成する『個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド』には「本人の同意」は、必ずしも書面によることを要しない。」とされており、同意の取り方については一律とせず、各学校において適切な対応を求めていくことを考えている。

したがって、個人情報の適切な管理は重要であるものの、先に述べたとおり「本人の同意」については必ずしも書面では求められていないため、不採択としたい。

## 個人情報の保護に関する法律

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

### 『個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）』

※個人情報保護委員会作成

#### 4-5-2 例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合

(法第 69 条第 2 項)

行政機関の長等は、次の (1) から (4) までのいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、及び提供することができる。ただし、これらに該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用し、及び提供することができない。

(中略)

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき（法第 69 条第 2 項第 1 号）。

「本人の同意」は、必ずしも書面によることを要しない。保有個人情報が利用目的以外の目的のために利用、又は提供されることについて本人が同意したことによって生ずる結果について、当該本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であり判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

なお、本人の同意があるときや本人に提供するときであっても、当該本人や第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは利用目的以外の目的のために利用し、及び提供することはできない。例えば、本人の同意があったとしても、その同意が強制されたものである場合、保有個人情報の中に本人の情報の他に第三者の情報も含まれている場合などは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものと考えられ、本項ただし書に該当する。

(後略)

## 令和4年度 四日市市教育施策評価委員会 概要(報告)

## 1. 第1回

【視察テーマ】 本市の教育施策について  
「主体的・対話的で深い学びの実現」(基本目標1 確かな学力の定着)に係る  
施策の実施状況について

- (1) 日時 令和5年1月24日(月) 9時30分～11時15分
- (2) 視察場所 三滝中学校
- (3) 目的 四日市市学校教育ビジョンに基づく施策の展開について評価を行う
- (4) 出席者 <四日市市教育施策評価委員> 織田 泰幸(三重大学教育学部教授)  
高田 晴美(四日市大学総合政策学部准教授)  
<三滝中学校> 前田 匠(学校長)、岡田 圭司(教頭)  
松岡 宏樹(主幹教諭)  
<教育委員会事務局> 内村教育監、杉本教育総務課長、前田指導課長、  
田中指導課課長補佐、教育総務課政策G(井谷、岡本)

## (5) 報告

## ①指導課より

- 第4次四日市市学校教育ビジョンに係る取り組みについて
- ・第4次四日市市学校教育ビジョンにおける位置付け  
基本目標1 確かな学力の定着 主体的・対話的で深い学びの実現について
  - ・四日市市新教育プログラムについて  
柱1 読む・話す・伝えるプログラム  
柱2 論理的な思考で道筋くっきりプログラム  
柱3 英語でコミュニケーション IN 四日市!プログラム

## ②学校より

- 学校づくりビジョンに基づく取り組みについて
- ・本校の学校教育目標は「人を大切にする」である。学校づくりビジョンに5つの柱を設定し、人権・同和教育をベースに1人1人を大切にした学校教育活動を進めている。
  - ・柱1に「確かな学力の定着」を掲げ、基礎学力の定着を基盤とした本校ならではの学習活動に取り組んでいる。
  - ・生徒たちが話し合って作成した生徒版の学校づくりビジョンもあり、共に学校づくりを進めている。
  - ・確かな学力の定着に関わり、本校では大きく3つの特色ある取り組みを実践している。  
①学びのサイクル ②論理的言語力の育成 ③英語教育の充実

## (6) 教育施策評価委員からの主な意見及び評価(※評価は下線部)

## 【主体的な学び、対話的な学び】

- ・生徒たちにとって、友達と議論をしたり考えたりする活動は楽しいという感覚があると感じた。全ての授業や活動で取り入れる必要はないが、グループや友達同士など少人数での活動は、うまく取り入れてメリハリをつけることで、授業や勉強を「楽しいもの」と認識させることにはつながり得ると感じた。
- ・廊下や階段などのあらゆる場所に、勉強や知識が印象づけるような工夫がされており、楽しさが伝わってきた。とくに英語については、生徒たちにも英語学習が楽しいものとして受け止められている証であると感じた。他教科への広がりを期待したい。
- ・自分で論理の道筋を試行錯誤しながら作っていくような問題(例えば証明問題など)に対し

ては、枠組みもない白紙に一から自分で記述していく能力（文字だけでなく記号や図なども使って頭をフル活用して論理的思考をしていく作業）が必要である。

- ・ 社会人として仕事をしていく上では、友達同士ではない場でもコメントをするという能力は持っていた方が有利である。小中学校のうちから、人前でコメントをすることは恥しくない、むしろ恰好いいことである、という雰囲気作りができるといい。
- ・ 一見、「分かりやすい授業」「分かりやすい板書」は効果的で親切な教育のように思われがちだが、「分かりやすい」ということは一方で、自力で考え、工夫する能力を培わない教育にもなりかねない。メモが自分で取れるかどうかということは、主体的な学びをしようとしているかどうか直結する。
- ・ 教科によっては、生徒自身が自分の力量に応じた環境で学ぶことを目的とした習熟度別の学習は効果的であると考える。

### 【タブレット端末を活用した学習】

- ・ 主体的な学びという視点では、生徒たちが自分で調べたり資料を作ったりと、自ら学ぶというところはよく見えた。しかし、対話的な学びが見えにくかった。
- ・ タブレット端末の活用は、子どもが自分で考えながら作業をしたり、他者との結果を共有したりすることはスムーズにできるが、教室の中での子ども同士の対話につなげるのは難しいのではないだろうか。「対話」というよりは、遠隔からの「参加」のメリットを強調するものであると感じた。
- ・ 数学などの基本問題の確認・練習等、多数のパターンに触れて数をこなすことで定着を図れる学習には、タブレットで矢継ぎ早に問題をこなしていくのは、ゲーム要素も加わり、効果的であると見受けられた。

### 【新教育プログラム】

- ・ 新教育プログラムは、具体的な事例も掲載されており、非常によく考えられている。
- ・ 『「令和の日本型学校教育」を担う教師に求められる資質能力』では、これからの時代に求められる教師として、「変化への適応」、「生涯学習者」、「学びの支援者・伴走者」といったモデルが想定されていると思われるが、新教育プログラムでは、教師自身の学びの姿があまり見られないように思われる。
- ・ 子どもたちの学びにする観点は、OECDのラーニングコンパス（学びの羅針盤）において、主体性（エージェンシー）やウェルビーイングという用語とともに記載されているため、そうした新しい動向を盛り込みアップデートする必要がある。
- ・ 柱2について、論理的思考力の向上を意識した授業づくりのための「思考ツール」について、これらのツールを活用する際の原理原則や方法論を学んだ経験のないままに研修において活用している例が見られる。その結果、思考ツールで整理したことが、問題解決に貢献するものとなりえない場合がある。つまり、子どもたちの論理的思考力を向上させるには、教師たち自身の論理的思考力を向上させるための外部講師を招いた研修が必要になる。

↓

<新教育プログラムを進めていく際のポイント>

- ・ 使い勝手が良いものであるか（「ユーザーフレンドリー」なプログラムになっているか）の確認と検証が必要になる。
- ・ プログラムを作成した当初（いちばん最初）の意図やねらいは、時間の経過とともに薄れていくことがあるため、この意図やねらいを折に触れて確認することが必要である。
- ・ 教育施策のねらいが学校現場に伝わっているか、習熟度別の目的が伝わっているか、子どもたちに伝わっているか、これらの点について確認する必要がある。

## 2. 第2回

**【視察テーマ】** 本市の教育施策について  
「地域と協働した学校づくり～四日市版コミュニティスクール運営協議会の充実～」  
(基本目標5 学校教育力の向上)に係る施策の実施状況について

- (1) 日 時 令和5年3月9日(木) 13時45分～15時10分
- (2) 視察場所 四郷小学校
- (3) 目 的 四日市市学校教育ビジョンに基づく施策の展開について評価を行う
- (4) 出席者 <四日市市教育施策評価委員> 織田 泰幸(三重大学教育学部教授)  
高田 晴美(四日市大学総合政策学部准教授)  
<四郷小学校> 杉本 芳規(CS委員長)、伊藤 哲(CS前委員長)、  
上村 由美(学校長)、重内 庸司(教頭)  
<教育委員> 伊藤委員、数馬委員、鈴木委員  
<教育委員会事務局> 内村教育監、杉本教育総務課長、前田指導課長、  
野崎指導課指導主事、教育総務課政策G(井谷、岡本)

## (5) 報告

## ①指導課より

- 四日市版コミュニティスクールについて
  - ・第4次四日市市学校教育ビジョンにおける位置づけ
  - ・四日市版コミュニティスクールのねらい
  - ・運営委員会の役割について
  - ・各コミュニティスクールの具体的な取り組み
  - ・市教委の取り組み
  - ・今後の四日市版コミュニティスクールについて

## ②四郷小学校コミュニティスクールより

- 四郷小学校コミュニティスクール(くろがねもち協議会)について
  - ・コミュニティスクール取り組みの概要
  - ・運営協議会の組織
  - ・くろがねもち協議会の協議内容
  - ・今年度の活動について
  - ・くろがねもち協議会参画の行事
  - ・ボランティア・関係機関諸団体参画の行事
  - ・活動の成果について
  - ・今後の活動に向けて

## (6) 教育施策評価委員からの主な意見及び評価(※評価は下線部)

## 【意義や効果】

- ・廊下に、登校時の地域の交通見守り委員の方々の写真が掲示されていた。子どもにとって、安心できるという効果があるとともに、常に地域の方々が子どもたちのことを見守っている、気にかけてくれている、ということを実感できる効果もあるように思われた。
- ・四郷小学校の児童たちは、多くが少なくとも挨拶をしっかりとするという社会性は身に着けていた。日頃から、家族や教師以外の、つまりは地域の大人たちとの接する機会が多いためであろうと推察される。社会性を身に着ける、気の置ける大人との対応ができるようになるという意味でも、地域の方が学校と関わるのは有益である。

- ・ 文部科学省のコミュニティスクールの成果として、活動への参加がしやすくなったことや保護者との情報共有がしやすくなったことが効果としてあがっている。四郷小学校のコミュニティスクール運営協議会は、もともと地域の活動が基盤となり、その組織がコミュニティスクールとして確立したと理解する。
- ・ コミュニティスクールの活動をするうえで、子どもたちから「ありがとう」と言ってもらえることが喜びであるとのことについて、このような思いが今の運営協議会のメンバーの方から、保護者の世代の方に伝わっていくとよい。

#### 【組織体制づくり】

- ・ 小学校で子どもたちがさまざまな体験をしても、保護者の意識が低ければ、コミュニティスクールの活動も充実しないのではないだろうか。
- ・ そもそも、共働き世帯が多数派で、しかも労働時間が長い働き方が主である現代では、保護者に協力を要請しても、無理なものは無理、かえって子どもが育てにくい社会の増長することにもなりかねない。働いていても無理のない協力の仕方、仕組みづくりが必要である。
- ・ コミュニティスクールに関わる人々の業務が決して増えることのないよう、無理のないやり方、持続可能なやり方で続けていく仕組みづくりを模索する必要がある。

#### 【学びの場としての役割】

- ・ 四日市市のすべての学校が四郷小学校と同じやり方をすることは難しいかもしれないが、小学校は、学校教育で最も地域密着がやりやすい場で、地元のことを、資料や現物などに直接あたりながら学べる利点は大きい。
- ・ 調べること、見ること、読むこと、考えること、思いをはせることなど、学び方を学ぶという意味でも、コミュニティスクールにおいて、地域実情に応じた活動を充実させていきたい。
- ・ 子どもを育てるのは地域の仕事であるという話から、コミュニティスクールが中心となり、例えば小学校が幼稚園や中学校の子どもたちとともに活動するなど、就学前から中学校までが連携した活動を取り入れることも1つの役割だと考える。

### 3. 今後の予定

第3回 テーマ：主体的・対話的で深い学びの実現（基本目標1 確かな学力の定着）

日 時 4月末～5月中旬

視察先 四日市市立中央小学校

第4回 四日市市教育施策評価委員と事務局との懇談

日 時 5月末

場 所 四日市市役所9階教育委員会室

第5回 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価  
(四日市市教育委員との懇談)

日 時 令和5年7月19日(水) 9:30～11:30

場 所 四日市市役所9階教育委員会室